

令和5年度 「障害者福祉施設従事者等のための虐待防止研修」 開催要領

1 目 的

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、令和4年度より障害者虐待防止の更なる推進のため、①従業者への研修実施 ②虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を設置するとともに委員会での検討結果を従業者に周知徹底する ③虐待防止のための責任者の設置が義務化されました。

障害者虐待の問題や人権尊重について、設置者及び管理者を始めとする従業者自らが高い意識を持ち、一人ひとりがその責務を果たす必要があるにも関わらず、家族や障害福祉施設従事者等による障害者虐待が後を絶たない状況が続いています。

このため本研修において、障害児・者の尊厳と権利を守るために障害者福祉施設従事者等の資質向上を図り、障害者虐待の早期発見や未然に防ぐための取り組み等について学ぶ機会とします。

2 主 催 砺波地域障害者自立支援協議会 権利擁護・虐待防止委員会
砺波圏域障害者基幹相談支援センター

3 日 時 令和6年2月15日（木）13:15～15:30（合計2時間15分）

4 開催方法 Z o o m配信（入室可能は13:00～となります）

5 対 象 砺波市、小矢部市、南砺市内における障害児者の支援に携わる者
(案内送付先) 砺波圏域内における障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の管理者、サービス管理（提供）責任者（児童発達支援管理責任者）及び従事者、相談支援事業所従業者、行政担当職員、社会福祉協議会職員等

6 申込方法 受講申込書に必要事項を記入のうえ、令和6年1月30日（火）までにメール又はFAXでお申し込みください。 ※ 申込後、3日以内に受付完了メールを送信します

7 参加費 無料

8 内 容

1 部

行政説明「障害者虐待防止について（仮）」 40分程度

講 師 富山県厚生部 障害福祉課 管理係長 寶達 芳郎 氏

休 憩 10分

2 部

講 義「障害（児）者支援に携わる者としての心構え（仮）」 60分程度

講 師 一般社団法人 富山県社会福祉士会 監 事 寺岡 栄一 氏

9 その他 当日の配布資料等につきましては、研修3日前までにメールで送信します
本研修は、砺波地域障害者自立支援協議会 相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会を兼ねます